

静岡県障害を理由とする差別を解消するための取組に関する知事褒賞取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」(平成29年条例第17号)第23条の規定に基づき、障害者及びその障害に対する理解を深めることにより障害を理由とする差別を解消するための取組に対する知事の表彰に関して必要な事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、「表彰事務実施要領」(平成元年4月1日施行)第3条(2)に規定する知事褒賞とする。

(表彰の対象等)

第3条 表彰の対象、基準及び被表彰者数は、本要綱別表のとおりとする。

(募集方法)

第4条 候補者の募集方法は、次のいずれかによる。

- (1) 個人、事業者又は団体の自薦による。
- (2) 「障害を理由とする差別解消推進県民会議」(以下「県民会議」という。)を構成する団体等からの推薦による。

(推薦書等の様式)

第5条 推薦書等の様式は、様式1又は様式2とする。

(選考方法)

第6条 健康福祉部長は、選考委員会(静岡県社会福祉審議会障害者福祉専門分科会)の選考に基づき被表彰者を決定する。

(表彰の方法及び時期)

第7条 表彰は、県民会議において行う。表彰は、褒状及び副賞を授与するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年6月19日から施行する。

別表

対象	基準	被表彰者数
<p>障害者及びその障害に対する理解を深めることにより障害を理由とする差別を解消するための取組に関し、特に顕著な功績が認められる県民、事業者及び団体</p>	<p>(1) 次の要件いずれかの取組を行い、県民及び事業者の模範となるものであること。</p> <p>ア 障害者及びその障害に対する県民の理解を深める取組</p> <p>イ 障害者と障害者でない者の交流の機会を拡大及び充実するための取組</p> <p>ウ 障害者の意思疎通を支援する取組</p> <p>エ 障害者の安全かつ快適な行動を支援する取組</p> <p>オ その他障害を理由とする差別を解消するための取組</p> <p>(2) 静岡県暴力団排除条例（平成23年条例第25号）に規定する暴力団もしくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。</p>	<p>10名（個人・事業者・団体）以内</p>